

令和7年第8回（2025年第8回）

八街市農業委員会総会

令和7年8月6日

八街市農業委員会

令和7年第8回（2025年第8回）農業委員会総会

令和7年8月6日午後3時00分 八街市農業委員会総会を
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1. 古市正繁 | 5. 久野紀子 | 9. 今関富士子 |
| 2. 山本元一 | 6. 中村勝行 | 10. 貫井正美 |
| 3. 小川正夫 | 7. 深澤一郎 | 11. 岩品要助 |
| 4. 望月浩樹 | 8. 円城寺伸夫 | |

<農地利用最適化推進委員>

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1. 清水 隆 | 7. 松下雅弘 | 13. 小倉 正 |
| 2. 内貴光男 | 8. 山本和秀 | 14. 鵜澤良一 |
| 3. 伊藤勇士 | 9. 小山哲章 | 15. 古川儀行 |
| 4. 保谷研一 | 10. 飛田芳文 | 17. 井口裕史 |
| 5. 浅羽宏明 | 11. 鈴木弘明 | 18. 山本 健 |
| 6. 松原 勝 | 12. 今井定男 | |

2. 欠席者

<農地利用最適化推進委員>

16. 加藤秀雄

3. 事務局

事務局長 斎藤康博 係長 川崎真弘
主査 小川由佳

4. 議決事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について【一括】

5. その他

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○齋藤事務局長

開会を宣す。（午後3時05分）

○岩品会長

さて、今月の案件は、農地法第3条、5条本体で11件、その他議案1件が提出されております。慎重審議をお願いします。

ただいまの出席農業委員は11名全員ですので、この総会は成立しました。また、農地利用最適化推進委員の出席委員は17名です。

なお、推進委員の加藤委員より欠席の連絡がありました。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。

齋藤事務局長、お願いします。

○齋藤事務局長

会務報告いたします。

7月10日木曜日午後1時30分より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第2班、古市班長、小川委員、久野委員で実施いたしました。

7月29日火曜日午前10時より、産業まつり実行委員会を岩品会長にご出席いただきました。

7月30日水曜日午後1時30分より、転用事実確認現地調査及び調査委員会現地調査を実施いたしました。調査委員会調査班第1班、山本元一班長、中村委員、深澤委員で実施いたしました。

8月1日金曜日午後1時30分より、調査委員会面接調査を、調査委員会調査班第1班、山本元一班長、中村委員、深澤委員、貫井副会長、伊藤推進委員で実施いたしました。

以上です。

○岩品会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○岩品会長

ご異議がなければこちらから指名します。今月は議席番号3番、小川委員、4番、望月委員にお願いします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、説明願います。

齋藤事務局長、お願いします。

○齋藤事務局長

議案書3ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、売買、所在、八街字前原地先、地目、畠、面積295平方メートル。権利者事由、耕作道として使用しているため取得したい。義務者事由、権利者が耕作道として使用し

ているため譲り渡したい。

番号2、区分、売買、所在、八街字布田入地先、地目、畠、面積776平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、相続で農地を取得したが農業をしていないため。

番号3、区分、売買、所在、八街字布田入地先、地目、畠及び山林現況畠、面積7,201平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積9,605平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、相続で農地を取得したが農業をしていないため。

番号4、区分、賃貸借、所在、滝台字滝台地先、地目、畠、面積1,735平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3,218平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、高齢による農業経営の廃止のため。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

議案第1号1番について、浅羽委員、調査報告をお願いします。

○浅羽委員

それでは、議案第1号1番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告いたします。

申請地は権利者所有の農地への進入路として使用してきた土地を、正式な手続きを行い取得するための申請です。

申請地は榎戸駅より南へ800メートルに位置しております。境界はコンクリート杭があり、現況は農道、進入路につきましては権利者の所有農地と接続しております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告いたします。権利者が所有する農機具は普通トラック1台、トラクター3台、洗浄機1台、堀取機1台です。労働力につきましては、本人、妻であり、技術力についても問題なく、年間150日以上の農作業従事日数を満たしております。また過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障ございません。

以上のことから、権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について、効率的に利用すると認められます。本案件は、農地法第3条第2項の不許可基準には該当しておりませんので、何ら問題ないと思われます。以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第1号2番から4番について、鈴木委員、調査報告をお願いします。

○鈴木委員

農地法第3条の規定による許可申請について、議案第1号、2番、3番は関連案件となっており、また申請地が隣接しており、現状も同じことから、農地法第3条申請に関わる調査結果について、まとめて報告いたします。

申請地について、位置は八街市役所より南へ約7キロメートルに位置し、境界は鉄パイプにより確保されています。現況は耕耘されており、やや雑草が生えている状態です。進入路は権利者の農地に隣接しており、確保されております。

農地所有適格法人としての要件についてでございますが、申請者は株式会社で、農作物の生産を行っております。構成員要件、議決要件、及び役員の要件についても、農地法第2条第3項に規定する要件は全て満たしております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。権利者が所有及びリースする主な農機具は、トラクター7台、軽トラ及び軽ダンプ等6台になっております。労働力は、会社役員1名が年間150日以上あり、技術力についても問題ありません。また、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障はありません。

その他、参考となる事項として、営農計画は、小松菜、サツマイモ、人参を作付する予定であり、通作距離は会社から申請地まで約0.2キロメートル、徒歩で約3分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しておらず、また、農地所有適格法人の要件も満たしておりますので、本案件は何ら問題ないと思われます。

続きまして、議案第1号4番について調査報告をします。当該申請は、農業経営の規模を拡大するための申請であります。

申請地について、位置は八街市役所より南へ約9.5キロメートル。境界は樹木により確保されており、進入路は市道により確保されています。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。権利者が所有及びリースする主な農機具は、トラクター6台、管理機5台、トラック3台等となっております。労働力については、本人、妻、両親の4人であり、技術力についても問題なく、年間150日以上の農作業従事日数要件を満たしております。また、過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

その他、参考となる事項としましては、営農計画は落花生、大根を作付する予定であり、通作距離は自宅から申請地まで約0.3キロメートル、車で約2分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について、効率的に利用すると認められます。本案件は、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しておりませんので、何ら問題ないと思われます。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第1号1番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可することに決定します。

次に、議案第1号2番、3番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番、3番は許可することに決定します。

次に、議案第1号4番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、4番は許可することに決定します。

次に、議案第1号5番は、調査委員会案件です。

調査班第1班が担当したので、山本班長、調査報告をお願いします。

○山本元一委員

農地法第3条による許可申請。議案第1号5番につきましては、調査班第1班が担当しましたので、ご報告申し上げます。

区分、売買、所在、八街字東金道地先、地目、畠、面積490平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、高齢による農業経営規模縮小のため。

この案件につきましては、7月30日午後に現地調査を行いました。調査委員は私と中村委員、深澤委員、事務局の齋藤局長、三好主任主事で行い、面接調査は8月1日午後、私と中村委員、深澤委員、地区担当推進委員の伊藤委員、副会長、事務局の齋藤局長、小川主査、権利者代理人で行いました。

まず、位置ですが、八街市中央公民館より南方向へ約1キロメートルの位置にあり、現地は耕作できる状態がありました。

次に、8月1日午後に聞き取りした調査内容についてですが、新たに農地を売買する理由については、農業経営規模を拡大するためとのことでした。当該申請地を選んだ理由は、譲渡人から希望があり、自身も農業が盛んな八街市において営農したいとのことでした。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するかを報告します。営農計画と農業機械の所有及び農業経験を伺ったところ、稲の作付経験はあるが、当該地ではブルーベリーの作付を予定しており、作付経験のある知り合いに教わりながら行いたい。また、千葉市においても、規模拡大を検討している。

農作業従事日数については、年間150日行っていくとのこと。農業機械等の所有状況としては、トラクター1台、コンバイン1台、草刈り機1台、田植機1台をリースしており、今後

トラクター、刈払機、噴霧器を導入予定であり、倉庫及び作業場は、自己の社有地にて作業管理すること。農作業従事者については権利者1名、妻、権利者の子1名で、営農を行うとのことです。また、技術力については、先ほどご説明したとおり、作付経験のある知り合いに教わりながら行うとのことでした。

次に、出荷先については、自己消費及び知人への販売とのことです、今後の収穫状況次第では、千葉市ほうでも規模拡大を検討したいとのことでした。

次に、近隣の耕作者や住民からの苦情があった場合は速やかに対応することでした。

その他参考となる事項として、今回畠の所有権移転の申請であり、今後申請地での転用は原則できなくなりますが、理解しているかを確認したところ、理解しているとのことです。

以上の内容を踏まえ、権利者が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地の農地について、効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項各号の不許可基準に該当しないことから、調査委員会第1班としましては、許可相当と判断しました。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当班長の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第1号5番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、5番は許可することに決定します。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

川崎係長、お願いします。

○川崎係長

議案書5ページをご覧ください。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、売買、所在、八街字藤株地先、地目、畠、面積898平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,383平方メートル。転用目的、建売分譲住宅（16棟）用地、転用事由、建売分譲住宅（16棟）の建築・販売です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。本案件は、都市計画法及び道路法との調整が必要になりますので、その旨、意見を付すことが妥当と思われます。

番号2、区分、売買、所在、八街字桃園地先、地目、畠、面積953平方メートル。転用目的、長屋住宅（1棟）用地、転用事由、長屋住宅の賃貸経営により、安定した収入を得たいと

いうものです。農地の区分は、申請地が用途区域内と区域外にまたがっており、区域内は第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。また、区域外についても、水道管、下水道管が埋設されており、かつ、500メートル以内に二つ以上の公共施設があることから、第3種農地と判断されます。

番号3、区分、売買、所在、八街字弁天崎地先、地目、畠、面積413平方メートル。転用目的、宅地分譲（2区画）用地。転用事由、宅地分譲（2区画）の造成・販売です。農地の区分は、用途地域内の第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号4、区分、売買、所在、四木字西四木地先、地目、畠、面積2,478平方メートル。転用目的、駐車場及び資材置場用地、転用事由、炭素製品の製造・販売業を営んでいるが、既存施設内に工場を新設するため、手狭となる駐車場及び資材置場を拡張したいというものです。農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地と判断します。

続きまして、議案書6ページをご覧ください。番号5番と6番は関連しております。

番号5、区分、売買、所在、滝台字滝台地先、地目、畠、面積2,085平方メートル。転用目的、資材置場及び駐車場用地。転用事由、リサイクル業を営んでいるが、既存施設が手狭なため、隣接地である当該地を資材置場及び駐車場用地として利用したいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号6、区分、売買、所在、滝台字丹尾台地先、地目、畠、面積2,168平方メートル。転用目的、資材置場用地。転用事由、リサイクル業を営んでいるが、既存施設が手狭なため、既存施設とは別に、当該地を資材置場として利用したいというものです。農地の区分につきましては、5番と同じく、第2種農地に該当します。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第2号1番について、小山委員、調査報告をお願いします。

○小山委員

議案第2号1番、農地法第5条の規定による許可申請について調査報告いたします。

立地基準は八街北中学校より北西に1.5キロメートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されています。

農地区分としましては、事務指針31ページ、⑤の（b）に該当するため、第2種農地と判断しました。

次に一般基準ですが、申請面積は1,383平方メートルです。建売分譲住宅（16棟）分ですので、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。また申請地には、隣接農地や耕作者はいません。事業計画としては、用水は上水道、雨水は敷地内に雨水抑制施設を設置し、オーバーフローを新設した開発道路のU字溝へ放流し、集水後、西側に設けた排水用地を経て、水路に放流する予定です。汚水雑排水は合併浄化槽を設置し、処理水を開発道路内の側溝

へ接続し、雨水と同じく排水用地を経て水路に放流する計画になっています。

防災計画としましては、周辺への雨水、土砂の流出防止のため、隣接地の境界部分はブロックを積み、日照、通風を考慮し、ブロック積みの上はフェンスにする計画です。

これらのことから、立地基準、一般基準とともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第2号2番について、清水委員、調査報告をお願いします。

○清水委員

議案第2号2番について調査報告いたします。

立地基準ですが、申請地は八街駅より北西方向へ約900メートルに位置し、八街市道に接道しております。

農地区分としては、事務指針30ページ、④の⑤の（ウ）及び⑥の（ア）に該当するため、第3種農地と判断しました。

一般基準ですが、市街地に近接しており、土地の有効利用を考え、アパート用地として選定しました。アパートの賃貸経営により、安定した収入を得たいとのこと。

造成計画は、申請地を切盛りし、造成します。碎石による盛土で、敷地外の残土購入等の土による盛土は行いません。用水は、市水道を各戸に給水。汚水雑排水は公共下水道へ放出します。雨水は浸透槽を設け、敷地内処理します。

隣接地への土砂等の流出を防止するため、境界はブロック積みします。

以上、立地基準、一般基準、何ら問題ないと思います。

報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第2号3番について、伊藤委員、調査報告をお願いします。

○伊藤委員

議案第2号3番、第5条の規定による許可申請について報告いたします。まず立地基準ですが、当該用地は八街駅より北西方向約1キロメートルに位置し、進入路は市道に接道し、確保されています。

農地区分といたしましては、事務指針30ページ、④の⑤の（ウ）に該当する第3種農地と判断いたしました。

次に一般基準ですが、本申請は413平方メートルの敷地に、宅地分譲（2区画）の造成・販売を行う計画であり、面積は妥当だと思われます。

資金計画は、全額自己資金にて支払済みです。本計画では、盛土、切土などの埋立工事は行いません。用水については上下水道を引込み、雨水については自然浸透です。

周辺の防除対策としましては、ブロック積みを行い、土留の施工をいたします。周辺に耕作地はなく、本計画による他者の営農環境への影響はありません。

権利者は建築業を営んでおり、許可後速やかに計画を実行するものと思われます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに問題ないものと思われます。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第2号4番について、今井委員、調査報告をお願いします。

○今井委員

議案第2号4番、農地法第5条の規定による許可申請について報告いたします。

まず立地基準ですが、申請地は八街市立二州小学校の北方約3キロメートルに位置しています。進入路としては、本申請地は市道に面しており、進入路は確保されております。

農地区分としては、事務指針28ページの②のⒶに該当するため、第1種農地と判断されますが、事務指針32ページの②のⒷ、(オ)の例外に該当しております。

次に一般基準ですが、本申請地は駐車場及び資材置場の用途で、現在本申請の隣接地で工場を営んでおりますが、既存施設が手狭なため、当該申請地を取得し、事業の拡大を図りたいとのことです。資金の確保については、自己資金で賄う計画となっております。

次に敷地は、埋立等は行わず、砂利敷きで、境界外周はブロック積みフェンスにて土留めを行い、周辺農地の営農条件への支障については、特にありません。雨水については申請地内浸透で行います。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに、何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第2号5番、6番について、鈴木委員、調査報告をお願いします。

○鈴木委員

議案第2号5番、農地法第5条の規定による許可申請について調査報告します。なお、本案は議案第2号6番に関連しておりますので、続けて報告したいと思います。

まず立地基準ですが、申請地は、八街市役所より南に約9キロメートルに位置し、権利者の敷地に隣接しており、進入路は確保されております。

農地区分は事務指針31ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断しました。

次に一般基準ですが、権利者はリサイクル品を収集し、一時的に敷地内のコンテナに積み込み、その後、海外へ輸出する事業を行っていますが、搬入資材が増え、待機中の商品の保管場所として資材置場が必要になったこと、また、リサイクル品を運搬するための4トントラック10台分の駐車スペースが必要なことから、隣接する当該申請地を自己資金にて取得し、駐車場を確保するものです。

造成計画は、外周に鉄杭及びコンクリート平板を設置し、敷地は碎石を敷き、整地する計画です。

次に防災計画ですが、外周工事は周辺農地に影響がないように、養生等の防護措置をとる予定です。また、隣接農地所有者には了解を得ており、用排水はなく、土砂や雨水の流出は養生

により防水する予定です。

これらのことから、立地基準、一般基準とともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

続きまして、議案第2号6番について、調査報告します。

まず立地基準ですが、申請地は、八街市役所より南に約9.5キロメートルに位置し、権利者の事務所から約600メートルであり、市道に面しており、進入路は確保されています。

農地区分は、事務指針31ページの⑤の（b）に該当するため、第2種農地と判断しました。

次に一般基準ですが、権利者はリサイクル品を収集し、一時的に敷地内のコンテナに積込み、その後海外へ輸出する事業を行っていますが、搬入資材が増え、待機中の商品を置ききれなくなったことから、コンテナ置場として当該申請地を自己資金にて取得し、仮置場を確保するものです。

造成計画は転圧ローラーで固め、整地のみを行います。また隣接する農地ではなく、ブロック塀、山林に囲まれておりますが、周辺に影響がないように、必要に応じて養生の措置を取る予定です。

以上のことから、立地基準、一般基準とともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第2号1番を都市計画法及び道路法との調整を条件に許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手多数）

○岩品会長

挙手多数ですので、1番は条件付き許可相当に決定します。

次に、議案第2号2番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、2番は許可相当に決定します。

次に、議案第2号3番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、3番は許可相当に決定します。

次に、議案第2号4番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、4番は許可相当に決定します。

次に、議案第2号5番、6番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、5番、6番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号、農用地利用集積等促進計画（案）の承認について（一括）についてを議題とします。

事務局、説明願います。

斎藤事務局長、お願いします。

○斎藤事務局長

議案書7ページをご覧ください。議案第3号、農用地利用集積等促進計画（案）の一括方式の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、令和7年7月24日付けで、八街市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める場合、農業委員会の意見を聞くこととされております。

番号1、所在、文違字石橋地先、地目、畠、面積3, 821平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積8, 336平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和12年10月31日まで、新規です。

番号2、所在、朝日字竹里及び松里地先、地目、畠、面積6, 294平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1万108平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和17年10月31日まで、新規です。

番号3、所在、大木字神田向及び北神田向地先、地目、畠、面積1万1, 179平方メートルのうち3, 268平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積6, 500平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和17年10月31日まで、新規です。

番号4、所在、大木字神田向地先、地目、畠、面積8, 224平方メートルのうち3, 853平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積1万3, 000平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和17年10月31日まで、新規です。

番号5、所在、八街字中土手地先、地目、畠、面積1万3, 165平方メートルのうち、1万2, 677平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積2万43平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和12年10月31日まで、新規です。

続きまして、8ページをご覧ください。

番号6、所在、八街字長者堀地先、地目、畠、面積1万6, 323平方メートルのうち4932平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和17年10月31日まで、新規です。

番号7、所在、八街字松ヶ久保及び用草字滝ノ谷津台地先、地目、畠、面積4, 079平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積6, 260平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、

期間は認可の公告日から令和17年10月31日まで、新規です。

番号8、所在、用草字谷流台地先、地目、畠、面積1, 266平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は認可の公告日から令和17年10月31日まで、新規です。

番号9、所在、用草字坊田地先、地目、田、面積2, 415平方メートル、利用権の種類は使用貸借権。期間は認可の公告日から令和17年10月31日まで、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1から9の各案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定する案件を満たしているものと考えます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第3号を承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第3号は承認することに決定します。

次に、報告第1号についてを議題とします。

事務局、説明願います。

斎藤事務局長、お願いします。

○斎藤事務局長

議案書9ページをご覧ください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。

番号1、所在、朝日字梅里地先、地目、畠、面積745平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1, 846平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに令和7年6月25日です。

番号2、所在、小谷流字塚ノ越地先、地目、畠、面積1, 196平方メートルほか6筆、計7筆の合計面積4, 532平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに令和7年5月28日です。

番号3、所在、小谷流字木戸脇地先、地目、畠、面積618平方メートルほか6筆、計7筆の合計面積3, 246平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに令和7年5月28日です。

番号4、所在、八街字中土手地先、地目、畠、面積1万3, 165平方メートルのうち1万2, 677平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに令和7年10月31日です。

番号5、所在、滝台字滝台地先、地目、畠、面積2, 393平方メートルほか8筆、計9筆の合計面積1万7, 307平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに令和7年7月14日です。

以上です。

○岩品会長

ただいまの報告事項は、事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等はございますでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質問がなければ、本日の議題審議は全て終了しました。事務局にお返しします。

○斎藤事務局長

閉会を宣す。（午後3時50分）

議事錄署名人

議長

3 番

4 番